The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜書評＞生命倫理学にとって≪事例≫とは何か ：『意味と医療ーヘルスケア哲学読本』を読む
Author(s)	堀江, 剛
Citation	メタフュシカ. 2000, 31, p. 159-165
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66640
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

《書　評》

生命倫理学にとって《事例》とは何か

――『意味と医療――ヘルスケア哲学読本』を読む――

Hilde Lindemann Nelson, James Lindemann Nelson (ed.)
Meaning and Medicine: A Reader in the Philosophy of Health Care
Routledge, N.Y./London, 1999

堀江　剛

今さら言うまでもないが、医療・福祉システムの複雑化や医療技術の発展とともに、多くの哲学的・倫理的問題が提起されるようになった。哲学・倫理学を含む諸学問は、そこで実際に生じている様々な困惑や問題に対処するよう求められている。この領域における論攷を多様な観点から集めた論文集『意味と医療――ヘルスケア哲学読本』も、その要求に対する一つの応答である。この本は、形而上学、認識論、倫理学、社会哲学、ポストモダニティの五つのセクションからなり、それぞれに四～七編の論文が収められている。本稿が書評の対象とするのは、セクションⅢ（倫理学）の七編のうち五編の論文である。

セクションⅢは生命倫理学が扱う問題に直接重なるものであるが、この分野でお決まりのように提示される種々のテーマ（例えばインフォームド・コンセント、自己決定、安楽死・尊厳死、脳死・臓器移植、人工妊娠中絶など）を網羅しているわけではない。またどれか一つのテーマに絞って編集されているのでもない。むしろそれは、成立してから二〇年以上になる生命倫理学の歴史的な展開を意識し、その過程を論争的なかたちで映し出すよう編集されている。そしてもう少し踏み込んで読むと、その過程は、現実の事柄に常に向き合う応用倫理学としての生命倫理学の営みに普遍的に横たわる一つの問題を軸にして展開されていることが分かる。すなわち《事例 case》の在り方・捉え方をめぐる問題である。本稿はこれに焦点を当てる。

実際、生命倫理学は、現実の医療現場で生まれた諸問題にインパクトを受けて成立したものであり、現場で起こった事例の存在とそれへの対応なくしては学自体が成り立たない。生命倫理学者は個々の事例に出会い、そこにある倫理的な困惑や問題を解決しようとする。また直接には出会わないまでも、様々な事例を読み、それを介して問題への対処の仕方を考えたり、さらに生命倫理学に関する理論を提案しようとする。しかし事例は、生命倫理学の営みに寄与する単なる素材というには、それ

自身あまりにも複雑な様相を持っている。例えば、個々の事例と一般的な倫理的・道徳的原則との関係、一つの事例が含んでいる複雑なコンテキスト、また事例を事例として捉える仕方やバイアスの存在。これらの問題は、生命倫理学の根幹に触れるものであるだけに、十分に吟味されなければならない。

ともあれ、まずは一連の論文をここで紹介しておこう。カッコ内は初出の年を示している。

① Stephen Toulmin, *How Medicine Saved the Life of Ethics*, p. 121-132. (1982)

② John D. Arras, *Getting Down to Cases: The Revival of Casuistry in Bioethics*, p. 133-146. (1991)

③ Tom L. Beauchamp, *The "Four-Principles" Approach*, p. 147-155. (1994)

④ David DeGrazia, *Moving Forward in Bioethical Theory: Theories, Cases, and Specified Principlism*, p. 167-185. (1992)

⑤ Tod Chambers, *From the Ethicist's Point of View: The Literary Nature of Ethical Inquiry*, p. 186-198. (1996)

一　事例主義と原則主義

①論文は、生命倫理学における「決疑論 casuistry」の重要性を論じたものである。決疑論とは、本来キリスト教の細かな教義における違反や告白の問題を個々の事例に応じて対処するために、中世から近世初頭にかけて発展した宗教・道徳上の判定技術を意味する。著者であるS. Toulminは、生命倫理における実際の事例判定の経験から、事例に対して一般的な道徳規範を適用するよりも、むしろ一つの事例に詳しく踏み込み、そこから、当の問題の解決を試みる方法を重視するようになった。そしてこうした立場を「新しい決疑論」と呼んだ。生命倫理学におけるこの流れを、伝統的な決疑論と区別してここでは〈事例主義〉と訳すことにする。

S. Toulminはまた、自らの立場を二〇世紀の英語圏における倫理学の大きな流れの中で位置づけている。すなわち二〇世紀前半には倫理命題を言語分析的手法に基づいて考察する「メタ倫理学」が主流を成していたが、それは現実生活における道徳・倫理の問題に向かわず、むしろ抽象的な命題分析の技術論に終始していた。しかし六〇年代になって医療の領域で様々な倫理問題が現実の訴えとして提起され出し、倫理学はそれに向かうことを余儀なくされる。つまり論文の題名が示すように、「いかにして医療は倫理学の生命を救ったか」という脈絡で生

命倫理学を捉え、その命の源泉としての《事例》に足場を置こうとする。

だが倫理学におけるこうした転換によって、事例主義がそのまま広く認められるようになったわけではない。むしろ生命倫理学の歴史においては、抽象的な道徳理論を具体的な事例へとどのように無理なく応用できるかということが第一の課題になっていた。その課題の中で最初に確立され、今日でも絶大な影響力を持っている方法が、③論文の著者T. L. Beauchamp が J. F. Childress とともに七〇年代終わりに打ち出した〈原則主義 priciplism〉である（③論文は一九九四年に書かれているが、この立場が体系的に示されたのは 両者の共著 "Principles of Biomedical Ethics", 1979. においてである）。原則主義とは、すでに確立されている古典的な道徳理論・倫理概念のエッセンスを諸原則 principlesとして抽出し（すなわち、仁恵 beneficence・無危害 nonmaleficence・自律尊重 respect of autonomy・正義 justiceの四原則）、それらの原則を事例に適用すること、また一つの事例で二つ以上の原則が競合する場合にはそのバランスを考えることによって、個々の倫理問題を解決しようとする立場である。

事例主義は、この原則主義による問題解決が実際にはうまく行かないという経験から編み出されたものである。それは複雑なコンテクストを含む事例に対して、それを数少ない原則によって解釈し問題解決を試みるのではなく、一つの事例が固有に持っている道徳的な根拠づけ moral reasoning に注意を払うこと、そこで得られた種々の根拠づけ方のアナロジーに基づいて他の事例に向かうこと、そして事例における問題解決方法の多義性を常に認めること、などを指針にする。しかし原則主義からの批判もある。すなわち、異なった状況の中でも何らかの一貫性を失わない根拠づけが道徳的根拠づけなのであって、それを個々の事例のガイドラインとして示せなければ倫理学と呼べないというのである。こうして見ると、事例主義も原則主義も、それぞれ一長一短があるようだ。

二　それぞれの改良案

このように七〇年代から八〇年代にかけて、原則主義・事例主義の二つの立場が登場した。そして、この二つの立場を批判的に検討・改良しようとする動きが九〇年代始めに現れる。②・④論文がそれに当たる。

②論文の著者J. D. Arras によれば、事例主義の積極的な点は、道徳的な原則を外から適用するのではなく事例の内から「発見」するところにあるという。それは見通しのつかない曖昧な状況にある限りで、とりあえず分節化され・誘導され・使用されるような、そして時には何らかの決定を控えるような、そうした

道徳的な判断accountsの自然な在り方を取り出そうとする。実際この発見のプロセスは、私たちの日常生活における倫理的な反応やその反省のプロセスに無理なく一致する。また事例主義は、原則主義のように何らかの倫理的な「教示guidance」を目指すのではなく、むしろ私たちの日々の倫理的判断の「冗長性redundancy」を実現するものであるという。

しかし消極的な点もある。すなわち事例主義は、事例を扱うときの「観点の選択」に対して無反省であるという。事例主義者は、事例の中にある道徳的な問題を「いかにして選択したか」を問わない。道徳的なアジェンダの選択方法それ自身が道徳的な偏りを持っている（こうしたことをフェミニストがしばしば指摘する）とすれば、事例主義はその問題を無視または隠蔽する。さらに「選択の観点」が欠けていることから、種々の事例を比較検討・考察するための「関連性の原則principles of relevance」が提示されない。またそれゆえ、社会的に重要だと考えられる一般的な倫理問題を取り扱うとき、事例主義がそれを明確に判定できないとも言われる。

以上のことからJ. D. Arrasは、事例主義を受け入れつつ、その「限界を心に留めるべき」だと主張する。つまり事例主義は、「観点の選択」や「関連性の原則」を可能にしているような社会的文脈に対して自覚的・批判的であるよう心がけなければならない。そうしてこそ、生命倫理学における「事例に降り・注意を払うGetting down to cases」という事例主義の態度が生かされると考えるのである。

他方④論文では、原則主義からの改良案が提示されている。著者D. DeGraziaは、原則主義において一般原則と個別事例との間にある「様々に異なったレベルの規範の関係」、あるいは原則の演繹的な誘導・接続には「還元されえないような規範の関係」が十分記述できていないことを指摘する。そしてそれが不十分である分、事例における問題が、競合する原則の間の「バランシング」として抽象的ないし直観的にしか解決されないという。そこで著者は、単に原則を事例に「適用するapply」のではなく、原則と事例の間に横たわる諸規範を事例に応じて「特殊化するspecify」作業が必要であると主張する。

例えば、ある弁護士がレイプ事件の加害者を弁護するためレイプの被害者の性生活に関する尋問を行う、という事例があるとする。単純に考えてこの場合、弁護士は、

(a) 法律に関係する限りで、顧客の利害を追求すべきである（尋問を行うべきである）

(b) 人の世間的な評判や人格を故意におとしめるべきでない（尋問を行うべきでない）

という相反する道徳的な規範に遭遇しうる。しかし、これを道

徳原則（この事例では(a)が仁恵と正義、(b)が自律尊重の原則に従うことになるだろう）の抽象的なバランスという考量によって、無理なく解決できるとは考えられない。そこで、次のような規範の特殊化 specification を行う。

(c) 法律と倫理に関する限りで、顧客の利害を追求すべきである

(d) その被害者の世間的な評判や人格を故意におとしめるべきでない

このように規範を「（事例に合わせて）仕立てる tailor」ことによって、少なくとも最初の抽象的な葛藤は緩和され、むしろ二つの規範は「相互に助け合う」かたちで事例の理解と解決に貢献するようになるという。

もちろん今の例は極めて単純化されたものであり、実際の場合には、個々の事例に応じて様々な規範のレベルでの仕立て＝特殊化がなされうる。ここで「原則は、特殊化を通してより特殊な規範に枝分かれし、特殊な事例に関する判断にまで降りてくる」と言われる。そこで目指されるのは、倫理的判断の「一貫性・相互適応 coherence」によって与えられる合理的で受容可能な評定である。こうした「特殊化による原則主義 specified principlism」は、事例主義の柔軟性を取り入れつつ原則主義における「教示」の性格を保持するという。

三　構成された語りとしての事例

これまでの論文を見る限り、《事例》は生命倫理学が取り扱いうる現実の対象とみなされている。そこでは、事例からいかに豊かな成果を汲み取ることができるか（事例主義）、あるいは事例にいかに細やかに近づくことができるのか（原則主義。通常の原則主義でも、抽象的な道徳理論の適用に比べ、はるかに現実（事例）に近づいた適用を可能にしているという自負を持っている。）ということが問題の全てである。しかし、生命倫理学にとって《事例》は素朴な現実として与えられるものなのか。このような疑問を提起するのが⑤論文である。

著者 T. Chambers は、生命倫理学者が報告する事例の「語り narrative」に着目し、その中で事例がどのように「構成され constructed」ているのかを分析する。そこで事例は、与えられた現実としてではなく、すでに何らかの観点を含んだ語りを通じて生産されるものと考えられている。生命倫理学における数多くの事例集を資料にしながら、著者は三つのタイプの「語り」方を分類している。

第一に、ちょうど医師が患者を診るかのように倫理学者が事例を語る場合がある。そこでは「問題を抱えた人」の姿が「公

平で科学的な観察者」によって記述され、そこに道徳原則やそのバランスの適用といった道徳的な問題解決が試みられるという図式になっている。これは、まさしく医学・心理学的な診療の特徴を真似たものであり、生命倫理学者はこうして臨床家の観点と同時に「臨床家の権威」を事例の構成の中で再生産しているのだと言われる。しかも臨床的なトレーニングを受けていない倫理学者が、この種の語りをよくやるという。

第二に、徹底して「事実 facts」だけを、まるで「すべての出来事を観察した」かのように（実際にはそれは不可能なのだが）語る場合がある。そこでは、倫理学者＝観察者は語りの中に全く姿を現さず、当事者の内面的な思考・感情も排除されている。このような語りは、事例に含まれる文脈性や価値の重層性を無視する一方で、様々に異なる価値判断の多様性を広く承認する「多文化主義的 pluralistic」な観点を再生産する。つまり「事実」としての事例とともに、そこに加えられうる価値判断の可能性が完全に開かれているという見せかけを構成するのである。

最後に、倫理学者が一人称で、つまり彼／彼女が事例にコミットしている個人的な観点から語る場合がある。そこでは、一つの事例が全く特殊な出会いとして倫理学者の「内面」から構成されると同時に、当事者の「内面」に触れているかのような効果が生み出される。そしてその中で取り扱われる倫理問題は、抽象的な道徳的根拠づけではなく、むしろ「〈他者〉への応答 response to an "Other"」として基礎づけられる。そのような「倫理的なもの」を、この種の語りは提起し再生産していると言えるのである。

以上の三つの「語り」においてどれが生命倫理学にとって望ましいのか、あるいはより有効な新しい「語り」が可能なのか、著者は何も言わない（少しだけ最後の語り方に好意を持っているようにも思えるが）。むしろ、事例の中には必ず、語りにおいて構成される「ある世界の見方」が含まれていること、そのような語りの「幾つかのテクニックがある」こと、これを指摘するに止めている。

四　おわりに

さて、いったい生命倫理学にとって《事例》とは何か。抽象的に言えば、それは生命倫理学に現実的なインパクトを与え続けている活力であり、理論的な解析の前に立ちはだかり続ける対象であり、生命倫理学自らが構成し続けている産物である。そうした事例のトータルな在り方が、生命倫理学の歴史的な展開の中であらわになりつつある。倫理学者が日々の仕事の中で相手にしている個々の事例・個々の倫理問題、それとの恐らく泥沼のような格闘から少し距離をとるとき、このような「生命倫理学＝事例の再生産」という体制が見えてくる。

もちろん、こう言ったからといって、倫理学者が個々の事例に対してどのように振る舞うべきかという問題が解決されるわけではない。また、事例主義や原則主義あるいはそれらの改良が、事例一般における「構成」の問題とどのように関係するのかも、ここではまだ明確になっていない。しかし少なくとも、ここで取り扱った一連の論文から、次のことは明確になっていると思われる。すなわち、倫理学者が一定の仕方で事例に向かう時、そこに常に別様の向かい方が存在しているということ、事例における別様の「構成」の仕方（それは未知のものも含む）が存在するかも知れないということ、これである。このような別様の・未知の可能性を含むものとして、（生命）倫理学にとっての《事例》は存在し続けるのであろう。

ところでこうしたことは、もちろんすべてアメリカ（ないし英語圏）での豊富な事例の存在を前提にしているのであり、事例の「生産体制」がすでに確立している場所での問題の展開である。しかし、このような体制が十分に確立しているとはいえない日本のような場所で、事例の問題はどのように展開しうるのだろうか。あるいは、事例が事例として表に出にくいような前提や体制があるとして、そこで倫理学はどのように振る舞うことができるのだろうか。論文を読み進めながら、私はこれが常に気になった。

（ほりえつよし　臨床哲学・博士後期課程）